

## 相続財産を国、地方公共団体又は公益法人等に寄附したときの取り扱い

相続や遺贈によって取得した財産を国、地方公共団体又は特定公益法人等（※1）に寄附した場合は、その寄附をした財産や支出した金銭は相続税を非課税とする特例があります。

また相続財産を国、地方公共団体、特定公益法人等に寄附をした場合には相続税が非課税となるだけでなく、その寄附につき一定の要件を満たす場合には、その相続人等の所得税の確定申告において寄附金控除（※2）も適用可能となります。

- （※1） 特定公益法人等は独立行政法人や社会福祉法人、一定の学校法人、日本赤十字社または認定 NPO 法人などが該当します。
- （※2） 公益社団法人等、認定 NPO 法人等又は政党等に対する寄附金で一定のものについては、寄附金控除と税額控除の有利な方を選ぶことができます。  
地方公共団体へ寄附した場合には、住民税において、ふるさと納税の適用も可能となります。

### 1. 上記の特例を受けるための要件

次の要件すべてに当てはまる必要があります。

- (1) 寄附した財産は、相続や遺贈によって取得した財産であること。
- (2) 相続財産を相続税の申告書の提出期限までに寄附すること。
- (3) 寄附した先が国や地方公共団体又は教育や科学の振興などに貢献することが著しいと認められる特定公益法人であること。

### 2. 特例を受けられない場合

次の場合は上記の特例が適用できません。

- (1) 寄附を受けた日から 2 年間の間に特定公益法人が公益を目的とする事業の用に使っていない場合。
- (2) 寄附又は支出した人の親族などの相続税又は贈与税の負担が結果的に不当に減少することとなった場合。  
（例）財産を寄附した人又は寄附した人の親族などが、寄附を受けた特定公益法人などを利用して特別の利益を受けている場合などが該当します。

### 3. 特例を受けるための手続き

相続税の申告書に寄附又は支出した財産の明細書や一定の証明書類を添付することが必要です。

所得税については、寄附金控除又は寄附金特別控除（税額控除）に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。

### 4. 注意点

#### (1) 相続税の非課税措置における注意点

相続財産を寄附する上での注意点は、相続財産をそのままの状態で作附することです。

相続財産を換金等してから寄附する行為は上記の特例が認められません。

（例）不動産や有価証券を現金化してから寄附をすると、特例適用外として判断されてしまいます。

したがって、特例を受けようとする場合には、相続財産は相続した時のまま寄附することとなります。

#### (2) 所得税の控除を受ける場合の注意点

寄附金控除を受ける者の所得金額によって寄附金控除額に限度があるため、どれだけの相続財産を寄附するのか、慎重な判断が必要となります。

#### (3) (1)、(2)共通の注意点

上記2.(1)のような特定公益法人が公益を目的とする事業の用に使っていない場合など寄附先が要件を満たしていない場合もあるため、特定公益法人への事前確認や税務署への相談をしておくことが良いかと思えます。